

# 取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

## 要指導 医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

**薬剤師**が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

## 第1類 医薬品

### 一般用医薬品

使用上特に注意が必要な医薬品です。

**薬剤師**が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

## 第2類 医薬品

### 一般用医薬品

使用上、注意が必要な医薬品。

**薬剤師**または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。商品に直接触れることができます。

#### 指定第2類医薬品

第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。**「してはいけないこと」**を必ずご確認ください。情報提供しやすい場所に陳列。

## 第3類 医薬品

### 一般用医薬品

要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。

**薬剤師**または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

商品に直接触れることができます。

## 健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報を伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

群馬県薬剤師会薬事情報センター  
027-243-6650

群馬県庁業務課  
027-226-2663